

(平成26年3月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 50 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社 B支店に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 15 年 12 月に係る賞与一覧表、同社の回答並びに C健康保険組合及びD厚生年金基金の各記録から、申立人が同年 12 月 10 日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の保険料納付に係る資料を保管しておらず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14669

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月28日から48年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B営業所から同社C本店に転勤した時期であるが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された社員人事台帳及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和48年1月1日にA社B営業所から同社C本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和47年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和58年1月1日と認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月29日から58年1月4日まで

厚生年金保険の記録状況を年金事務所に確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、A社から関連会社のB社に異動した時期であり、保管している給料明細によると、申立期間の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和57年12月29日から58年1月1日までの期間については、雇用保険の記録、申立人から提出された給料明細並びにA社の清算人であり、かつ、B社の取締役の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の給料明細から、B社は、「A社の従業員に係る給与計算等も当社の社会保険事務担当者が同時に一人で行っていたので、申立人のA社から当社への異動日は昭和58年1月1日と考えられ

る。」旨回答しており、申立人は57年12月31日までA社に、58年1月1日からはB社に在籍していたと認められることから、同年1月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の給料明細の厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び役員は所在不明のため聴取することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和58年1月1日から同年1月4日までの期間については、雇用保険の記録、申立人から提出された給料支払明細書並びにB社の回答及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、当該期間について、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和58年1月4日であることが確認できるところ、同社は、前述のとおり「申立人が所持する給料支払明細書の記載内容等から判断して、申立人がA社からB社に異動した日付は、58年1月1日と考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年9月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社D支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社D支店の母店である同社C支店が同社E本店の直轄事業所となった時期に当たり、社会保険の取扱いについても、この頃に同社C支店から同社E本店に変更されたものと思う。

申立期間も継続してA社D支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述、B社から提出された元同僚に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び前述の複数の元同僚は、「A社D支店には、自身を含め十数人が、申立期間の前後の期間も継続して勤務しており、当該期間について、勤務形態や給与形態に変更は無く、給与から厚生年金保険料が継続して控除されていた。」旨陳述しているところ、B社は、「申立期間のみ給与から厚生年金保険料を控除しなかったとは考え難く、申立期間についても給与から厚生年金保険料を控除したと考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、申立期間において、A社C支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社E本店における被保険者資格を取得している者が申立人を含め16人確認でき、このうち15人は申立期間と同じ期間について年金記録が空白となっているところ、残りの一人は昭和35年9月1日の同日に被保険者資格を取得及び喪失しており空白期間が無いこと、及びB社が「A社D支店の統括事業所が同社C支店から同社E本店に変更となった時期は35年9月1日であったと考えられる。」旨回答していることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の資料を保管していないことから不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月1日から同年6月1日まで

年金事務所から届いた「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、B社（現在は、C社）から子会社のA社に出向し継続して勤務していた時期であり、申立期間の給与明細書は無いが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社の人事担当者は、「当時、B社は3か所に新事業所を開設するため、A社のほか2社に対し、従業員をB社から出向させた。事務手続及び給与計算業務は3社全て、親会社である同社で行っており、保険料控除も親会社と同様の翌月控除であった。」旨陳述している。

さらに、B社の当時の人事担当者は、「A社の社会保険事務手続はB社で行い、申立期間においても継続して給与から保険料を翌月控除していたと思う。」旨陳述している。

加えて、申立人と同様にB社から新事業所開設のために別の会社に出向した

元従業員（同人の出向先における被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日付け）提出の給与明細書を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月に支給された給与から厚生年金保険料が控除されているところ、C社の人事担当者の「保険料は翌月控除」との陳述等から判断すると、当該保険料は、前月分の保険料であり、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月の前月分から保険料が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和60年6月1日であり、申立期間において適用事業所ではないが、申立人及び同僚の陳述から、申立期間当時、同社では、常時5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からの照会文書により、A社B事業所における平成16年7月の賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

申立期間には、A社傘下のC社に勤務し、厚生年金保険はA社B事業所で加入していた。

この度、C社から入手した源泉徴収簿兼賃金台帳には、申立期間に係る賞与からの厚生年金保険料控除が記されているので、当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の関連グループ会社であるC社提出の平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳、申立人提出の預金取引明細書及びA社経理課担当者の陳述から、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「C社の従業員の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出することを漏らしていた。」旨回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月15日は139万9,000円、18年7月15日は128万6,000円、19年12月7日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成19年12月7日

年金事務所からの照会文書により、A社B事業所において、申立期間①、②及び③に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間①、②及び③に係る賞与の届出について、私はA社B事業所の理事でありながら失念していたものの、当該期間に係る賞与支給額及び社会保険料控除額が確認できる賞与台帳等を提出するので、当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所から提出された申立期間①及び②に係る賞与台帳並びに申立期間③に係る支給・控除一覧表から、申立人は、同社から当該期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（平成15年12月15日は139万9,000円、18年7月15日は128万6,000円、19年12月7日は150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知

り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社に係る登記簿謄本において、申立人が申立期間①、②及び③当時に理事であったことが確認できる。

しかしながら、A社B事業所は、社会保険に関する届出等の事務をC組織に依頼しているとしているところ、同組織は、「A社B事業所から、申立期間①、②及び③に係る賞与支払届が送付されてきていたと思うが、こちらの担当者が社会保険事務所（当時）への提出を失念した可能性が高いと考えられる。」旨陳述していることから判断すると、A社B事業所の理事である申立人が、申立期間①、②及び③において故意に賞与支払届の提出を行わなかったとは考え難く、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②及び③に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年12月から20年8月までは62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月21日から20年9月1日まで

平成24年に届いたねんきん定期便によって、A社の19年9月から20年8月の標準報酬月額が22万円となっていることが分かった。しかし、それは直前の海外勤務時の標準報酬月額を誤ってそのまま届け出たものであり、実際は役員として毎月120万円の報酬を得ていた。申立期間の標準報酬月額を当時の報酬の実態に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年12月1日から20年9月1日までの期間については、A社から提出された賃金台帳及び給与支給明細書（写し）から、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、同標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び給与支給明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除

額から 62 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 19 年 9 月 21 日から同年 12 月 1 日までの期間については、前述の賃金台帳及び給与支給明細書において確認できる保険料控除額を基に算出した標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

近畿（京都）国民年金 事案 6686（京都国民年金事案 740、2001 及び 2263 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 56 年 3 月までの期間及び平成 13 年 4 月から 14 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 56 年 3 月まで
② 平成 13 年 4 月から 14 年 5 月まで

私は、昭和 55 年 7 月頃に、A 県 B 市 C 区役所で滞納分の国民年金保険料を納付しないと年金手帳を発行しないと言われ、申立期間①の保険料納付については母に頼み、当該期間のうち、45 年 1 月から 55 年 6 月までの保険料を一括納付し、その後、同年 7 月から 56 年 3 月までの保険料も納付した。当該納付に当たっては、60 万円ほどを母に渡した。実際の保険料納付額については、計算すると 21 万円から 23 万円ぐらいになると思うが、母からは年金手帳を渡されただけで、お釣りはもらっていないため、本当のところはいくらであったかは分からない。

また、申立期間②の国民年金保険料についても、母か姉が納付してくれたので記録漏れと思う。

以上をこれまでに 3 回（申立期間②については 2 回）、年金記録確認京都地方第三者委員会（当時。以下「京都委員会」という。）に申し立てたが、いずれも認められなかった。

今回、4 回目の申立て（申立期間②は 3 回目）に当たり、新たな事情等はないが、申立期間①及び②の国民年金保険料は母及び姉が間違いなく納付してくれていたため、よく調査をして、記録を納付済みに訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

初回の申立て（申立期間①に係る申立て）について、i）申立人は、国民

年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人が納付したとする保険料額と実際の保険料額とは大きく相違しているほか、区役所では現年度保険料しか取り扱えない上、現年度納付したとしている昭和55年度の保険料は、B市の国民年金収滞納リストでは未納となっていることが確認できるなど申立内容は不自然であることなどから、既に京都委員会の決定に基づき、平成20年11月13日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立て（申立期間①及び②に係る申立て）について、i) 申立期間①については、再申立内容は前回の申立内容と同様であり、京都委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないこと、ii) 申立期間②については、当該期間当時の国民年金保険料の納付書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、納付記録全てが漏れるとは考え難い上、当該期間直後の平成14年6月から16年3月までの保険料は同年7月2日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、この納付時点では、申立期間②の保険料は既に時効により納付できない期間であることなどから、既に同委員会の決定に基づき、22年10月28日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについて、その申立内容は、いずれも前回までの申立内容と同様であり、京都委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成23年4月21日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、4回目の申立てについて、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は申立人の母及び姉が間違いなく納付したと主張するのみで、新たな資料等の提出は無く、申立人の二人の姉からも具体的な陳述を得ることはできない上、京都委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6687

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和30年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年3月から55年1月まで

A県B市からC県D市E区に転居した昭和50年3月頃、同区役所で国民健康保険の加入手続を行う際、国民年金にも加入しなければならないと窓口職員に言われたので、国民健康保険と国民年金の双方に加入した。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に送付された納付書を使用して、毎月、銀行か郵便局で納付していた。

申立期間中の結婚していた時期も働いており、自分の収入から国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月にC県F市において払い出されていることが確認でき、このことと50年3月頃にD市E区において国民年金の加入手続を行ったとする申立内容は符合しない。

また、申立人に係るF市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録を見ると、昭和55年2月2日に任意加入被保険者として初めて国民年金の資格を取得していることが確認できるものの、申立期間については、国民年金の加入記録が見当たらないことから、国民年金に未加入の期間であり、この場合、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6688

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、正確な時期は覚えていないが、住み込みで働いていたA社にB県C市D区役所の職員が来て、国民年金の加入を強く勧められ、その場で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、A社に来たC市D区役所の集金人に、昭和37年度の保険料と一緒に納付しており、私の所持する国民年金手帳を見ると、昭和37年度国民年金印紙検認記録欄に昭和38年3月11日の検認印が押されているので、この日に申立期間の1年分を含む2年分の保険料を一括納付した。

国民年金手帳の昭和36年度国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されていないが、集金人がうっかりして押し忘れたものと思われ、当該手帳には、切り取られた同年度の国民年金印紙検認台紙に係る割印が押されているので、申立期間の国民年金保険料は納付済みである。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和38年3月11日に、昭和37年度分の保険料と共にC市D区役所の集金人に一括して納付したと主張している。

しかし、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時点において、当該期間の保険料は過年度保険料となるころ、C市によると、市の集金人は国庫金となる過年度保険料を収納することはなかったとしていることから、このことと申立期間の保険料を集金人に納付したとする申立内容は符合しない上、申立人は、納付書を使用して申立期間の保険料を納付した記憶

は無いと陳述している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 36 年 8 月 26 日に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することも可能であるが、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 36 年度国民年金印紙検認記録欄には検認印が無く、同欄は空欄となっている上、申立人から申立期間の保険料を現年度納付したとする陳述も無い。

さらに、申立人は、前述の昭和 36 年度国民年金印紙検認台紙に係る割印が押されていることから、申立期間の国民年金保険料は納付済みであるとも主張しているが、当時の国民年金法施行規則及び国民年金市町村事務取扱準則によると、国民年金印紙検認台紙は、年度が経過した場合、当該検認台紙の切り取り線の上に検認印により割印し、国民年金手帳から切り離すこととされており、当該検認台紙に係る割印は、申立人が主張する保険料納付があったことを示すものとはならない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの期間、同年10月から47年8月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から46年3月まで
② 昭和46年10月から47年8月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後の昭和45年5月頃に、A県B市C区役所において国民健康保険とともに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料について、加入手続後の最初の1回ないし2回はB市C区役所内の保険料納付を行う窓口において夫婦二人分の保険料を現金で納付し、その後、時期は覚えていないが、同区役所の職員に1か月ごとに納付できる納付書を自宅に送付してほしいと申出し、送付のあった納付書を用いて金融機関の窓口で夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間③の国民年金保険料について、私は、昭和54年1月に会社を退職後すぐに、B市D区役所において国民健康保険とともに夫婦二人分の国民年金の手続を行い、自宅に送付のあった納付書を用いて同区役所において、夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。

申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当時のB市における国民年金保険料の収納方法は、国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙に国民年金印紙を貼付し、国民年金印紙検認記録に検認印を押す印紙検認方式であったが、申立人が所持する昭和45年6月15日に発行された国民年金手帳を見ても、当該期間に係る

検認印は確認できない。

また、申立人は、「加入手続後の最初の1回ないし2回は、B市C区役所内の納付書の作成を依頼した窓口とは別の国民年金保険料納付を行う窓口において、夫婦二人分の保険料を現金で納付した。」旨主張しており、B市は、「当時、区役所の窓口において現金で保険料を収納する場合は、区役所保険課国民年金係の窓口で印紙検認による収納を行っていた。」旨回答していることから、申立人の主張から推測される収納方法は、C区役所保険課国民年金係の窓口における印紙検認による収納となるが、前述のとおり、申立人の国民年金手帳を見ても、申立期間①及び②に係る検認印は確認できない。

さらに、1か月ごとの納付書が送付された後の国民年金保険料の納付方法について、申立人は、「1か月ごとに納付できる納付書を用いて金融機関の窓口で夫婦二人分の保険料を納付していた。」旨主張しているが、B市は、「1か月ごとに分割した納付書を発行していたかは不明である。」旨回答しており、申立人が主張する納付方法による保険料の納付をうかがわせる事情は確認できない。

加えて、申立期間③について、申立人は、「自宅に送付のあった納付書を用いてB市D区役所において夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。」旨主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の住所変更欄を見ると、昭和54年5月に当該期間当時の住所地に変更した記載が確認できることから、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得手続は同年5月頃に行われたと推認でき、当該手続時点において、当該期間の保険料は過年度納付となるが、B市は、「区役所内の窓口では過年度保険料の収納を行っていなかったと考えられる。」旨回答していることから、申立人が主張する同市D区役所における当該期間の保険料納付をうかがわせる事情は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料の納付について、納付額及び納付時期等の詳細な記憶は無いとしており、申立人夫婦から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間、同年10月から47年8月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和46年10月から47年8月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

私の国民年金に関することは夫に任せていた。夫は、昭和45年5月頃に、A県B市C区役所において国民健康保険とともに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料について、夫は、加入手続後の最初の1回ないし2回はB市C区役所内の保険料納付を行う窓口において夫婦二人分の保険料を現金で納付し、その後、時期は覚えていないが、同区役所の職員に1か月ごとに納付できる納付書を自宅に送付してほしいと申出し、送付のあった納付書を用いて金融機関の窓口で夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間③の国民年金保険料について、夫は、昭和54年1月に会社を退職後すぐに、B市D区役所において国民健康保険とともに夫婦二人分の国民年金の手続を行い、自宅に送付のあった納付書を用いて同区役所において、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当時のB市における国民年金保険料の収納方法は、国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙に国民年金印紙を貼付し、国民年金印紙検認記録に検認印を押す印紙検認方式であったが、申立人が所持す

る昭和 45 年 6 月 15 日に発行された国民年金手帳を見ても、当該期間に係る検認印は確認できない。

また、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の夫は、「加入手続後の最初の 1 回ないし 2 回は、B 市 C 区役所内の納付書の作成を依頼した窓口とは別の保険料納付を行う窓口において、夫婦二人分の保険料を現金で納付した。」旨主張しており、B 市は、「当時、区役所の窓口において現金で保険料を収納する場合は、区役所保険課国民年金係の窓口で印紙検認による収納を行っていた。」旨回答していることから、申立人の夫の主張から推測される収納方法は、C 区役所保険課国民年金係の窓口における印紙検認による収納となるが、前述のとおり、申立人の国民年金手帳を見ても、申立期間①及び②に係る検認印は確認できない。

さらに、1 か月ごとの納付書が送付された後の国民年金保険料の納付方法について、申立人の夫は、「1 か月ごとに納付できる納付書を用いて金融機関の窓口で夫婦二人分の保険料を納付していた。」旨主張しているが、B 市は、「1 か月ごとに分割した納付書を発行していたかは不明である。」旨回答しており、申立人の夫が主張する納付方法による保険料の納付をうかがわせる事情は確認できない。

加えて、申立期間③について、申立人の夫は、「自宅に送付のあった納付書を用いて B 市 D 区役所において夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。」旨主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の住所変更欄を見ると、昭和 54 年 5 月に当該期間当時の住所地に変更した記載が確認できることから、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得手続は同年 5 月頃に行われたと推認でき、当該手続時点において、当該期間の保険料は過年度納付となるが、B 市は、「区役所内の窓口では過年度保険料の収納を行っていなかったと考えられる。」旨回答していることから、申立人の夫が主張する同市 D 区役所における当該期間の保険料納付をうかがわせる事情は確認できない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①から③までの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の夫は、当該期間の保険料納付について、納付額及び納付時期等の詳細な記憶は無いとしており、申立人夫婦から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（和歌山）国民年金 事案 6691

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から49年3月まで

私は、いつ頃であったか時期は覚えていないが、母から、国民年金に加入していると聞いた。私は、申立期間当時大学生であり、A県に住んでいたため、私の国民年金の加入手続は、母が、B県C市（現在は、D市）の自宅に来ていた集金人に行き、当該期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

C市の自宅に来ていた集金人については既に死亡したと聞いており、申立期間当時のことを確認することはできないが、姉も、母が私の国民年金について話していたのを聞いたことがあると言っているため、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において昭和53年3月に払い出されており、当該手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は死亡している上、申立人は、自宅に来ていたと記憶する集金人については既に死亡したとしており、陳述を得ることができないことから、加入手続及び当該期間の保険料納付の状況は不明である。

加えて、申立人の姉は、「両親が、弟（申立人）の国民年金の加入について話していたことを覚えている。」旨陳述しているものの、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から58年10月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から58年10月まで

私は、両親から勧められたので、昭和53年10月30日に、A県B市役所（現在は、C市役所）の窓口において、国民年金の任意加入手続及び付加保険料の納付申出を行った。

申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、自宅に送付のあった納付書を用い、B市役所又は郵便局の窓口で、毎月、納付していたはずである。

私は、市役所の窓口で付加保険料の納付申出に係るチラシを切り取って申込みをした記憶があり、年金手帳の「国民年金の記録」欄を見ても、付加保険料の納付申出を行ったことを示す記載があることから、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、付加保険料について、昭和53年10月30日に納付申出を行い、58年10月18日に辞退の申出を行っていることが確認できることから、申立期間のうち、同年10月については、付加保険料を納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和53年10月から58年9月までの期間について、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、「保険料」欄には「53.10.30～58.10.18 まで付加は納付されていない」と記載されている上、申立人に係る同市の「保険料納付記録」を見ると、昭和53年度から58年度までの備考欄には「付加は納付されていない」と記載されており、当該期間の付加保険料の納付を確認することができない。

さらに、申立期間は5年1か月に及んでおり、長期間にわたって付加保険

料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から当該期間の付加保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から53年3月まで

私は、国民年金に加入した時期については、はっきり覚えていないが、申立期間当時は大学生で、学費・生活費等は自分でアルバイト及び奨学金で賄い、両親からの援助無しで卒業した。そのためもあってか、大学在学中に両親が、「国民年金保険料を納付しているよ。」と言って、国民年金の手続書類を見せてくれたことを記憶しているので、申立期間の保険料については、両親が納付してしてくれた。

当時の書類は残っていないが、A金融機関（後に、B金融機関。現在は、C金融機関）D支店の国民年金保険料に係る振込記録を調べてほしい。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人と同姓同名の被保険者に係る国民年金手帳記号番号が、昭和48年9月20日にE県F市において払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号に係る同市の国民年金被保険者名簿に記載されている生年月日及び住所から、当該手帳記号番号は、申立人に対して払い出されたものと推認できるものの、当該手帳記号番号払出簿の摘要欄には「取消 納付なし」の押印が、当該被保険者名簿の備考欄には「取得取消」の押印がそれぞれ確認できる上、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載は確認できない。

また、オンライン記録を見ても、申立人が申立期間において、国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できないことから、当該期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付に係る状況は不明である。

このほか、B金融機関D支店は、「申立期間の国民年金保険料納付書の金融機関控については保存期限経過のため残っていない。」旨回答していることから、保険料の納付状況を確認することができない上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から40年3月まで

私は、昭和37年頃に、A県B市C区の自宅兼事業所に来たD組織の職員から国民年金の加入を勧められたので、すぐに同市同区役所において国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、B市C区の自宅兼事業所に来ていた同市同区役所の集金人に納付していた。当時は、国民年金手帳を受け取っておらず、保険料を納付するたびに領収証書を受け取っていた。

婚姻後の昭和42年頃に、初めて国民年金手帳を受け取った際、集金人から、これまで納付していた国民年金保険料については、B市において記録しているので、受け取った領収証書は廃棄していいと言われたことを記憶していることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和37年頃に、B市C区役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、同市同区の自宅兼事業所に来ていた集金人に納付していた。」旨申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において昭和42年5月4日に申立人の妻と連番で払い出されており、国民年金の加入手続時期は、申立人に係る手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年5月頃に行われたことが推認でき、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「B市C区の自宅兼

事業所に来ていた集金人に納付しており、当時は、国民年金手帳を受け取っておらず、保険料を納付するたびに領収証書を受け取っていた。」旨主張しているが、当時のB市における集金人の保険料収納方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認印を押す印紙検認方式であり、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人が主張する当該期間当時の住所地であるB市C区及び戸籍の附票における当該期間の住所地である同市E区（現在は、F区）に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 6 日から 50 年 5 月 8 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支社C支店に勤務した期間のうち、D業務のE職として勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間中にA社から授与された表彰状を所持している上、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶が有るので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された表彰状及び複数の元同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立期間の頃に、申立人がA社においてE職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「人事記録によると、申立人の入社日は昭和 50 年 5 月 8 日、退職日は 52 年 1 月 31 日となっており、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除は不明である。」と回答しているところ、当該人事記録において確認できる勤務期間は、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録及び雇用保険の記録と符合している。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、同社ではD業務にも従事していたことがあるとする複数の元従業員は、「D業務のE職をしていた期間は、厚生年金保険に加入していなかった。加入していない期間の給与から、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、A社は、「当社では、当時も現在も、D業務を行うE職という形態は、個人事業主として扱っており、社会保険に加入せず保険料を控除しない契約であり、厚生年金保険には加入させていない。」旨回答しており、申立人

は、「A社では、最初の数年間はE職としてD業務に従事し、退職する直前の2年間はF職として同社のG所に勤務していた。」と陳述しているところ、申立人について、G所勤務と考えられる期間には厚生年金保険の被保険者記録がある一方、D業務に従事していたと推認される期間には厚生年金保険の被保険者記録が無く、双方の回答及び陳述は符合しており、申立期間に厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間は、A社がB社（後に、C社）に吸収合併されることになった時期に当たる。私は、当時、A社とB社の両方の仕事をしており、勤務の状況に変化はなく、平成9年8月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び複数の元同僚の陳述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、商業登記簿の記録によると、A社は、平成10年2月*日にB社との合併により解散しており、厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料が残されておらず、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、前述の元事業主は、「合併の際、従業員厚生年金保険の加入については、平成9年8月までA社、同年9月からB社という取決めを行っていたので、申立期間が空白になっているのは、A社の届出誤りが原因である。申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除していたと思う。」旨陳述する一方、改めて申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除したか否かについて文書照会を行ったところ、「覚えていない。」と回答しており、その記憶は定かでない。

さらに、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、B社において同資格を再取得している者が、申立人のほか5人確認できるところ、前述の元事業主を含む3人については、申立人と同様の空白

期間がある上、残る2人についても、申立期間直後から約半年の短期の間に行われた両社間の2回の転籍時に、それぞれ1か月及び2か月の空白期間が生じていることを踏まえると、申立期間が単なる届出誤りであるとは認め難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月
② 平成 17 年 12 月

年金事務所から照会文書が送られてきたことに伴い、厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成16年12月及び17年12月に支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

平成16年9月からA社に入社して以降、勤務期間中に賞与の支給がされていたはずなので、申立期間に係る標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者であることは確認できるが、同社は、「申立人に係る賃金台帳等を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支払及び保険料控除については不明である。」旨回答している。

また、申立期間当時、申立人の居住地を管轄するB市役所は、申立期間当時の市民税等の課税関係資料について、保存期限経過のため保管していないと回答しているものの、申立人に係る平成17年分給与支払報告書の提出があり、当該報告書に記載されている給与・賞与支払額と申立人に係る同年分のオンライン記録における標準報酬月額及び標準賞与額の合計額が一致していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る賞与について確認するため、申立人に賞与の支給に係る資料提供を求めたものの、申立期間当時の賞与が支払われたことが確認できる関連資料を保管していないとしていることから、申立期間①及び②における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認すること

ができない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。